

千葉大学大学院医学薬学府及び大学院医学研究院における連携・協力に関する協定書

国立大学法人千葉大学（以下「甲」という。）と独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「乙」という。）は、連携・協力して、甲が設置し、これを運営する千葉大学（以下「千葉大学」という。）の大学院医学薬学府（以下「学府」という。）及び大学院医学研究院（以下「研究院」という。）における教育・研究の一層の充実と当該学府の学生（以下「学生」という。）の資質の向上を図り、相互の研究の交流を促進し、もって学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（客員教員）

- 1 甲は、乙と協議の上、甲の規則により、乙の研究職員を非常勤講師に採用する。
- 2 甲は、前項の非常勤講師に対し、千葉大学客員教授等称号付与規程に基づき、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。
- 3 甲は、客員教員に対し、手当は支給しないものとする。

（教育・研究）

- 4 客員教員は、千葉大学又は乙において学生の研究指導等を行う。ただし、乙において研究指導等を行う場合には、乙の定める範囲内で行うものとする。
- 5 学府及び研究院の教員と客員教員は、緊密に連携し、教育・研究にあたるものとする。
- 6 研究指導等を円滑に行うため、関係機関に要望する必要があるときは、甲と乙は協力してこれにあたるものとする。

（学生の資格等）

- 7 乙において研究指導等を受ける場合の学生の資格又は身分は、乙の定めるところによるものとする。
- 8 学生が乙において研究指導等を受けて得た研究成果については、学府の課程の履修の範囲内のものにあつては、原則として公表することができる。

（その他）

- 9 客員教員が乙において学生の研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料等は、無償とする。
- 10 客員教員の研究指導等に要する研究費・旅費等は、予算の範囲内で甲が支出する。
- 11 本協定の実施に伴い創造された発明等の権利の帰属については、甲及び乙の定めを勘案し、別途協議するものとする。
- 12 乙において学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について調査の上、甲と乙の協議に基づき処理するものとする。
- 13 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は改訂の必要がある場合若しくはこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。
- 14 この協定の実施に関し必要な事項は、双方の協議により別に定めることができる。